

生駒市規則第 9 号

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

生駒市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和 46 年 1 1 月生駒市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 19 号を削り、第 20 号を第 19 号とし、第 21 号から第 38 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。